

## 地方独立行政法人京都市産業技術研究所ORT事業（企業研究能力開発事業）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所ORT事業（企業研究能力開発事業）（以下「ORT事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 ORT事業は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）に企業から技術者を受け入れ、研究所の保有する専門知識及び技術について指導を行うことにより、京都市内中小企業等の企業技術者の能力向上及び研究所の保有する技術の普及、移転を図ることを目的とする。

### （申込書）

第3条 ORT事業に参加しようとする者（以下「申込者」という。）は、ORT事業参加申込書（第1号様式）を地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込書を受理した場合、当該申込者がORT事業に参加するために必要な技術能力を有すると認め、かつ定員内であるとき、当該申込者の参加を受け入れるものとする。

### （通知書）

第4条 理事長は、前条第2項の規定により、ORT事業の参加を認めたときは、当該申込者にORT事業参加承認通知書（第2号様式）により行うものとする。

### （実施期間）

第5条 ORT事業の実施期間は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 3箇月コース 3箇月以内
- (2) 6箇月コース 3箇月超6箇月以内
- (3) 1年コース 6箇月超1年以内

2 ORT事業の実施回数は、週1日を基本とする。

### （参加費）

第6条 ORT事業の参加費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 3箇月コース 63,360円
- (2) 6箇月コース 126,720円
- (3) 1年コース 253,440円

### （参加費の支払）

第7条 ORT事業の参加が認められた申込者は、前条各号に掲げる参加費をORT事業の実施開始日までに納入しなければならない。

2 納入された参加費は、特別な事情がない限り還付しない。

### （参加費の割増し等）

第8条 第6条に定める参加費について、次の各号に該当する場合は、参加費の割増し及び減額をすることがある。

- (1) 大企業（従業員数300人超かつ資本金3億円超）の場合 10割増し

- (2) 市外企業の場合 5割増し（ただし、次号を適用する企業には適用しない。）
- (3) 公的機関又は大学によって設置された京都府内インキュベーション施設に入居する企業の場合 3割減（ただし、大企業には適用しない。）
- (4) 特別な設備等（機器、試薬、材料等）を使用する場合 5割増し
- (5) 事業実施回数が基本の2倍以内の場合 10割増し
- (6) 事業実施回数が基本の2分の1以内の場合 5割減（ただし、3箇月コースには適用しない。）
- (7) その他特段の事情がある場合

2 民間企業の設置する京都府内インキュベーション施設に入居する前項第1号に該当しない企業であって理事長が特に認めた場合は、前項第3号の減額を適用することができる。（研究開発が必要となる場合の取扱い）

第9条 研究所の保有する専門知識及び技術についての指導に加え、研究所及び申込者による研究開発が必要と見込まれるときは、地方独立行政法人京都市産業技術研究所共同研究実施要綱に定める共同研究（以下「共同研究」という。）を実施するものとし、本事業の対象とはしないものとする。

2 この事業の実施中に発明等が生じる場合は、共同研究に移行するものとし、発明等の内容を完成させ、権利を保護するものとする。

3 申込者がこの事業に参加している期間、この事業に関連した独自の発明等を行い特許出願等を行おうとする場合は、事前に理事長の同意を得なければならない。

（その他）

第10条 ORT事業実施中に、同事業に参加するために企業等から派遣された者が事故等により負傷した場合、研究所に故意又は過失がある場合を除き、研究所はその責めを負わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定（参加費）は、施行日以降にORT事業に申込者が参加する場合に適用し、同日前から参加をしている場合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

OR T事業参加申込書

(あて先) 京都市産業技術研究所理事長		年 月 日	
申込者の住所（団体にあつては、主な事務所の所在地）		申込者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名）	
地方独立行政法人京都市産業技術研究所OR T事業（企業研究能力開発事業）実施要綱第3条の規定により、OR T事業の参加を申し込みます。			
実施テーマ：			
コース： <input type="checkbox"/> 3 箇月 <input type="checkbox"/> 6 箇月 <input type="checkbox"/> 1 年		特別な設備等の使用： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日		実施回数： <input type="checkbox"/> 増 <input type="checkbox"/> 減	
業種：	資本金： 千円	従業者数： 人	
<input type="checkbox"/> 公的機関又は大学の設置する京都府内インキュベーション施設に入居 <input type="checkbox"/> 上記以外の京都府内インキュベーション施設に入居 （インキュベーション施設の名称： ）			
(ふりがな)		所属部署：	
派遣者名：		役職名：	
実施テーマに関する実務経験とその内容：			
(承諾事項) 申込みに当たり、地方独立行政法人京都市産業技術研究所OR T事業実施要綱に定める事項を承諾します。			

注 該当する□に、レを記入してください。

第2号様式（第4条関係）

## ORT事業参加承認通知書

京産技第	号	年	月	日	
	様	地方独立行政法人京都市産業技術研究所 理事長			印

年 月 日付けで申込みのあった地方独立行政法人京都市産業技術研究所ORT事業（企業研究能力開発事業）への参加について、次のとおり承認し、地方独立行政法人京都市産業技術研究所ORT事業（企業研究能力開発事業）実施要綱第4条の規定により通知します。

派遣者名：

実施テーマ：

コース名：

参加費：金 , 円

実施回数： 週 日程度

特別な設備等の使用：

京都府内インキュベーション施設を対象とする減額：

実施期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

実施場所： 京都市産業技術研究所 室

実施内容：

ORT事業参加条件：

地方独立行政法人京都市産業技術研究所ORT事業実施要綱に定める事項を遵守すること。